

不在者投票を活用しよう

あなたは3カ月以内に引っ越し（住民票を現住所に移す）をしませんでしたか？その場合、旧住所地の投票所での投票（期日前も同じ）になります。そのような場合や仕事、旅行などで選挙期間中、他の市区町村に滞在しているときに、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

～不在者投票のやり方～

1. 投票用紙などを請求する

住民登録されている市区町村の選挙管理委員会に「投票用紙」「投票用封筒」「不在者投票証明書」を請求（市区町村によってはオンライン請求も可能）します。「不在者投票宣誓書兼請求書」に、必要事項を記入して郵送して下さい。

※不在者投票宣誓書兼請求書は総務省の Web サイトにあります。

2. 郵送されてきた投票用紙などを受け取る

「投票用紙」「投票用封筒」「不在者投票証明書」が郵送されます。

※不在者投票証明書の『開封はNG』、あらかじめ投票用紙に記入もNG

3. 不在者投票へ

送られてきた投票用紙などをそのまま持参して、投票日前日までに『投票ができるお近くの市区町村』の選挙管理委員会に行き、指示に従って投票します。

不在者投票の注意点

※不在者投票ができるのは投票日の前日までです。今回の参院選では7月9日までとなっています。また、郵送のため通常の投票よりも時間がかかります。早めに投票に行きましょう。

※不在者投票証明書が入った封筒は絶対『封を切らない』でください。開封してしまうと投票の権利が『無効』になってしまいます。事前に投票用紙の候補者名を記入することも無効につながります。

遠く離れている方も不在者投票を活用し一票を投じよう